

穏やかな気候の中、原発災害はどうのなるのか不安を抱えた生活が続きます。

さて、今回は「高齢者の抱える生活課題と対応」というテーマの「介護」についてお便りします。介護保険制度は約10年前に創設されました。現在、75歳以上の介護者割合はその世代の30%です。平均年齢の伸びによってますます対象者は増えてくるものと予測されています。特に、神奈川、千葉、埼玉県では団塊の世代を中心に対象者が‘05年比で’15年には1.5倍の勢いです。

お金	住居	食生活	付き合い	外出手段	生きがい	病気介護	家督相続	死の迎え
----	----	-----	------	------	------	------	------	------

① 介護保険とは

介護保険は’00年にできた国の社会保険制度で、今後ますます増加が見込まれる高齢者の医療負担減と生活維持のために創られました。

対象者は、原則65歳以上の第一号被保険者ですが、介護保険料は40歳以上から支払うことになっており、多くの人は医療健康保険と同様、給与から天引きとされています。

<p style="text-align: center;">65歳以上 第1号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全員に被保険者証が交付されます ● 介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます(原因は問われません) ● 保険料は、年金から天引き等で徴収されます 	<p style="text-align: center;">40歳以上65歳未満 第2号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定※を受けた方に、被保険者証が交付されます(認定を受ける機会がない人には交付されません) ● 老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます ● 保険料は、医療保険の保険料と一緒に徴収されます 
---	--

これは、高齢者の負担を減らし、国民の共同連帯の理念に基づくものからです。介護保険を受けるには、本人または家族等による市町村への申請から始まります。市町村の認定と介護度区分が、そのあとの費用負担額に影響してきます。本人の自己負担額は10%です。

② ケアマネジャーと地域包括支援センター

ケアマネジャーは、文字通り利用者や家族の立場に立って相談にのってくれる介護の専門家です。いわば、医療機関でいう かかりつけ医的存在です。

介護認定更新手続きの代行や住宅の改修等いろいろなことに相談にのってくれます。(右図)

また、地域包括支援センター(横浜市では地域ケアプラザと総称)では、中学校区に一つ設置

されており、役割として、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等に地域で総合的なマネジメントを担っています。ご家族の高齢者相談は、まず地域包括支援センターに行かれることをお勧めします。

ケアマネジャーの役割		
ケアプラン(居宅サービス計画)の作成、見直し	介護サービス提供機関との連絡・調整	要介護認定の申請手続きや更新の代行
施設サービスの申し込みの調整	住宅改修を希望する方の改修理由書の作成	利用者や家族からの相談に関する助言

③ ヘルパーの仕事 (自宅)

介護保険を利用した在宅(自宅)での、ヘルパー行為は次の3つとなります。

- ① 身体介護 (食事、排せつ、着脱、入浴介護等)
- ② 生活援助 (調理、選択と補修、掃除と整理、日用品の買物等)
- ③ 相談・助言 (生活・身上・介護等や住宅改修等)

また、混同されやすいのですが下記の内容は介護保険適用外です。(但し自由契約可)

- ① 主に家族がすべきこと (本人以外の洗濯、調理等)
- ② 生活援助でないこと (庭の草むしり、ペットの世話等)
- ③ 日常の家事範囲外のこと (大掃除、家の修繕、植木の剪定等)

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com
HK Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3-7-7
TEL:090-5340-0364 info@kitawel.com